

## 令和3年度 大阪府新学力テスト（小学生すくすくテスト）実施要領

### 1 趣旨・目的

子どもたち一人ひとりが、学びの基盤となる言語能力や読解力、情報活用能力等を向上させ、これからの予測困難な社会を生き抜く力を着実につけることを目的とする。

その目的を達成するため、子ども、家庭、学校、市町村教育委員会、大阪府教育委員会は、本テストを実施するとともに、テスト及びアンケートの結果や分析等から、以下の取組みの充実に努める。

#### (1) 児童

自分の学びをふりかえり自らの強みや弱みなどを知って新たな目標をたて、強みをのばすことや課題を克服すること等に取り組む。

#### (2) 家庭

子どもの伸びや課題を知り、子どもを誉め、励ます等によって、子どもを支援する。

#### (3) 学校

- ① 教員が、子ども一人ひとりの学びに対する思いや強み弱みを知り、一人ひとりの実態に合わせた指導を行う。
- ② 教員が、授業等の指導改善を図る。
- ③ 教員が、学習の基盤となる集団づくり等の取組みを充実させる。
- ④ 学校全体として、教員一人ひとりの指導の充実を図るための校内研修等の工夫を図る。

#### (4) 市町村教育委員会

- ① 各学校の状況を把握し、提供された分析資料を参考に適切な指導・助言を行う。
- ② 市町村の状況に応じた教育の充実のため、施策を推進する。

#### (5) 大阪府教育委員会

- ① 出題する問題、アンケート項目及びその解説を通じて、今求められる学力や、その指導のポイント等について具体的に示す。
- ② 各児童、各学校、各市町村教育委員会が、今後の取組みの参考となる分析資料をそれぞれ提供する。
- ③ 府全体の状況を把握し、課題に対応するための取組みを推進する。

### 2 テスト及びアンケートの内容等

#### (1) 児童

##### ① 対象

府内の市町村立小学校、義務教育学校前期課程、支援学校小学部及び府立支援学校小学部（学校）の第5学年、第6学年の全児童。

##### ② 実施内容

ア 第5学年は、国語、算数、理科及び教科横断的な問題、第6学年は、教科横断的な問題とする。

- ・ 出題範囲は、「小学校学習指導要領（平成29年告示）」に示された内容で、各学年とも原則として前学年までの学習内容
- ・ 教科問題については、当該学年までに定着すべき学習内容で、基礎的な知識及び技能とともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力を問う問題等
- ・ 教科横断的な問題については、特定の教科の枠にとらわれず、複数の文書や資料から情報を読み取ったり、問いに対して判断の根拠や理由を明確にして自身の考えを表現したりする力を問う問題等
- ・ 出題形式は、選択式及び短答式に加え、記述式

イ 児童アンケート

児童自身の目標に向かって頑張る力、気持ちをコントロールする力、人と関わる力、次の学びや生活にいかす力等に関する内容や、学習状況、学級や授業等に関する意識等のアンケートを実施する。

(2) 教員

① 対象

府内の市町村立小学校、義務教育学校前期課程、支援学校小学部及び府立支援学校小学部（学校）の第5学年、第6学年の学級担任。

② 実施内容

教員アンケート

教員自身の授業や指導、学校や学級の様子や取組み等に関するアンケートを実施する。

3 テスト及びアンケートの実施日・場所・時間

(1) 実施日

令和3年5月27日（木）とする。

(2) 実施場所及び時間

① 実施場所は、各学校とする。

② テスト及び児童アンケートの時間は、以下のとおりとする。

ア 国語、算数、理科は、それぞれ20分とする。

イ 教科横断的な問題は、40分とする。

ウ 児童アンケートは20分程度とする。

③ 教員アンケートは、学校への配付から回収までの期間のうち任意の時間に実施する。

#### 4 テスト・アンケートの作成及び実施並びにその後の取組みの実施体制

- (1) テスト・アンケートの作成にあたっては、読解力や情報活用能力などの育成に関する有識者の代表、教育心理学・認知心理学などに関する有識者の代表、府内市町村教育委員会の代表及び大阪府教育庁の代表により構成された検討委員会により、本テストの方向性を決定する。
- (2) 検討委員会の方向性を受け、読解力や情報活用能力などの育成に関する有識者、教育心理学・認知心理学などに関する有識者、府内市町村教育委員会指導主事、大阪府教育センター指導主事及び大阪府教育庁指導主事により構成された、問題及びアンケート作成のワーキングチームにより、協議のうえテスト・アンケートを作成する。
- (3) 大阪府教育委員会は、テスト・アンケートの実施に関わり、問題冊子等の作成・配送・回収、結果の採点・集計・分析、教育委員会・学校への結果の提供作業等を行う。
- (4) 市町村教育委員会は、実施責任者及び担当者を指名するとともに、設置管理する学校からの相談に対応する等の実施体制を整備する。
- (5) 学校は、実施責任者及び担当者を指名するとともに、適切に実施する。
- (6) 結果の分析を受けて、大阪府教育委員会及び市町村教育委員会の代表者で、その後の必要な取組みを協議し、それぞれの立場から協力して取組みを進めていく。

※ なお、大阪府教育委員会はテスト・アンケートの作成にあたり、業務の一部を民間機関に委託する。

#### 5 テスト及びアンケート結果の取扱い

##### (1) 結果分析

##### ① テストの結果分析

ア 国語、算数、理科、教科横断的な問題（以下、「各教科」という。）の状況（観点別正答率、通過率 等）

イ 各教科の設問ごとの状況（正答率、解答類型別児童の割合、通過率 等）

##### ② アンケートの結果分析

ア 児童アンケート及び教員アンケートの回答状況

イ 児童アンケートの回答状況と各教科の結果等との相関関係の分析

ウ 教員アンケートの回答状況と各教科の結果等との相関関係の分析

エ 教員アンケートの回答状況と児童アンケートの回答状況との相関関係の分析

##### ③ その他、本テストの目的の達成に資する分析

なお、全国学力・学習状況調査結果を同様に分析した結果の提供も行う。

##### (2) 提供資料

##### ① 児童

自身の結果とともに、強みや弱み、今後のアドバイスを記載した個人票

## ② 学校

- ア 当該学校全体、学年ごと、学級ごとの状況を表すデータ
- イ 各児童の状況を表すデータ
- ウ 各児童に関する個人票データ
- エ その他、本テストの目的の達成に資する結果データ

## ③ 市町村教育委員会

- ア 学校に提供したデータ
- イ 当該市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況を表すデータ
- ウ 当該市町村教育委員会が設置管理する各学校の状況を表すデータ
- エ その他、本テストの目的の達成に資する結果データ

## (3) 教育委員会及び学校によるテスト及びアンケート結果の公表

テスト及びアンケート結果については、本テストの目的を達成するために、教育委員会や学校が、教育施策及び教育について、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすことも重要であることを踏まえ、以下のとおりとする。

- ① 大阪府教育委員会は、大阪府全体の状況及び市町村の状況について公表する。
- ② 市町村教育委員会は、本テストの趣旨に基き、域内の状況にかかる結果や取組みの説明に努める。

また、自らが設置管理する学校の結果については、それぞれの判断において公表することは可能とする。この場合、個々の学校名を明らかにした公表を行うことについては、本テストの趣旨・目的を踏まえ、必要性について慎重に判断すること。

- ③ 学校は、保護者等に自校の結果について、本テストの趣旨・目的を達成するために、公表することは可能とする。

## (4) テスト及びアンケート結果の取扱いに関する配慮事項

テスト及びアンケート結果については、本テストの趣旨・目的を達成するため、適切に取り扱うものとする。

テスト及びアンケート結果の公表に関しては、教育委員会や学校が、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすことが重要である一方、児童等への影響を十分配慮し、各学校の教育活動に支障を及ぼすことのないようにすること。

このことを踏まえ、具体的な公表の手続き等は以下のとおりとする。

- ① 公表にあたっては、本テストの趣旨・目的に基づき、教育上の効果や影響等を考慮した上で、適切な内容と方法で行うこと。
- ② テスト及びアンケート結果の公表を行う教育委員会又は学校においては、単に平均点などの数値のみの公表は行わず、テスト及びアンケート結果の分析を踏まえた取組みや、本テストの趣旨・目的に基づいた今後の方策を示すこと。
- ③ 市町村教育委員会が個々の学校名を明らかにしたテスト及びアンケート結果について

公表を行う場合、当該学校と公表する内容や方法等について事前に十分協議すること。

なお、数値を一覧にした公表や数値により順位を付した公表などは行わないこと。

- ④ 大阪府教育委員会は、学校ごと（設置管理する小学校が1校しかない町村にあっては、町ごと又は村ごと）のテスト及びアンケート結果については、大阪府情報公開条例第8条第1項第4号の規定を根拠として、同条例における非公開情報として取り扱うこととする。なお、学校名を明らかにしない公開であっても同様とする。

また、市町村教育委員会は、それぞれの地方公共団体が定める情報公開条例に基づく規定を根拠とし、本実施要領の趣旨を十分踏まえ、適切に対応すること。

## 6 テスト及びアンケート結果の活用

テスト及びアンケートの結果から本テストの趣旨・目的に基づいた取組みを進めるにあたり、以下の取組みの推進に努めることとする。

- (1) 教員は、個人票等を活用し、児童一人ひとりが本テストの趣旨・目的に基づいた取組みを推進できるよう、児童、保護者等に説明し、その後の指導にいかすこと。
- (2) 学校は、教員の指導の充実を図るための校内研修等を開催するなど、本テストの趣旨・目的に基づいた取組みを進めるとともに、授業等の指導改善及び学習の基盤となる集団づくり等の取組みを進めること。
- (3) 市町村教育委員会は、教員研修や学力向上担当者会等を開催するなど、本テストの趣旨・目的に基づいた取組みを進めるとともに、教育施策および教育の改善を進めること。
- (4) 大阪府教育委員会は、本テストの解説資料や事後の指導のための資料を提示するなど、本テストの趣旨・目的に基づいた取組みの参考にできるものを具体的に示す等、学校、市町村教育委員会の支援策を進めること。

## 7 留意事項

- (1) テスト及びアンケートは、大阪府教育委員会が市町村教育委員会の協力を得て実施する。
- (2) 市町村教育委員会及び学校においては、テスト及びアンケートの実施に関して知り得た秘密については、その保持を徹底すること。
- (3) 市町村教育委員会及び学校においては、提供されたテスト及びアンケート結果等について、本実施要領に基づいて適切に活用するとともに、管理を徹底すること。
- (4) 個人情報の保護
  - ① 大阪府教育委員会及び大阪府教育委員会が委託した民間機関は、児童の個人名等を取得しない方法を用いること。
  - ② 市町村教育委員会及び学校は、実施に際して知り得た個人情報について、それぞれが遵守すべき個人情報保護関連法令又は地方公共団体の定める条例に基づき、適切に取り扱うこと。

(5) テスト及びアンケート実施日程の変更等

やむを得ない事情により、決められた実施日にテスト及びアンケートの実施ができない場合は、市町村教育委員会及び学校の判断により、実施日以降に別途テスト及びアンケートを実施することができる。

(6) 教育課程上の位置付け

教育課程上の位置付けについては、市町村教育委員会及び学校の判断により、当該教科の授業時数の単位時間の一部として取り扱うことができる。また、アンケートについては、特別活動（学級活動）の一部として取り扱うことができる。しかし、教科横断的な問題については、その性格上特定の教科として教育課程上、位置づけることはできない。

(7) 障がいのある児童への配慮及び対応

障がいのある児童については、学校が、児童、保護者と協議のうえ、テスト及びアンケートの実施を柔軟に対応すること。なお、テスト及びアンケートの実施にあたっては、当該児童の個別の指導計画に基づき、教科・問題の選択、時間の延長、別室の設定などの配慮を行うこと。また、大阪府教育委員会は市町村教育委員会と協議して、当該児童の障がいの種類や程度に応じた問題用紙等の作成・配付に努める。

(8) 日本語指導が必要な児童への配慮及び対応

日本語指導が必要な児童については、学校が、児童、保護者と協議のうえ、テスト及びアンケートの実施を柔軟に対応すること。なお、テスト及びアンケートの実施にあたっては、当該児童の個別の指導計画に基づき、教科・問題の選択、時間の延長、別室の設定などの配慮を行うこと。また、大阪府教育委員会は市町村教育委員会と協議して、当該児童に応じた問題用紙等の作成・配付に努める。

(9) その他、支援が必要な児童への配慮

支援が必要な児童については、学校が、保護者と協議のうえ柔軟にテスト及びアンケートを実施すること。なお、テスト及びアンケートの実施にあたっては、当該児童の状況に応じて、教科・問題の選択、時間の延長、別室の設定などの配慮を行うこと。

(10) 実施マニュアルの作成・配付

具体的な実施方法等については、別途示す。